

## 整理作業の流れ

法務大臣による官報公告及び  
法務局からの通知

株式会社

最後の登記から12年以上経過

一般社団法人・一般財団法人  
公益社団法人・公益財団法人

最後の登記から5年以上経過

官報公告から2ヶ月以内

役員変更等の登記

又は

事業を廃止して  
いない旨の届出

していない

した

した

していない

会社・法人存続

会社・法人存続  
※但し、何らかの登記  
がされない限り翌年  
も整理作業の対象

みなし解散の登記

3年以内に継続決議

していない

した

会社・法人の継続不可  
以降は清算業務のみ可

会社・法人継続

2週間以内に  
継続の登記

ご相談はお近くの  
司法書士事務所  
または群馬司法書士会へ

群馬司法書士総合相談センター

前橋市本町 1-5-4

☎027-221-0150

<http://www.gunma-shihoshoshi.or.jp/>

無料電話相談

月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）

10:00~16:00

土曜日（第2・第4週）

13:00~16:00

無料面談相談（予約不要）

前橋会場

毎月第2・第4土曜日

13:00~16:00

群馬司法書士会館別館

前橋市本町 1-5-4

東毛会場

毎月第2土曜日

13:00~16:00

太田商工会議所会館 2F

太田市浜町 3-6

会社・法人の代表者様  
ご注意ください!!  
長年登記を  
していないと、  
解散したことに!!

休眠会社・休眠一般法人の整理作業対象と  
なった場合、すぐに手続きをしないと、  
業務に支障が生じてしまいます。



- 取引をしてもらえない
- 融資が受けられない
- 許認可の更新が出来ない

etc...

まずは、  
司法書士にご相談を。



群馬司法書士会



株式会社は最後の登記から12年、一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む）は最後の登記から5年が経過すると**休眠会社・休眠一般法人とされ整理作業の対象となります**。期間内に必要な手続きをしないと解散したものとみなされ、登記官の職権で解散の登記がなされます。（**みなし解散の登記**）

**Q1** なぜ12年又は5年間登記していないと、整理作業の対象になるのですか？

**A** 株式会社の取締役の任期は最長10年、法人の理事の任期は最長2年と定められているため、最低でも10年又は2年に一度役員変更の登記をする必要があります。その登記をしていない株式会社・法人は、事業活動をしていない可能性が高いので、整理作業の対象となります。

**Q2** みなし解散の登記がされると、会社はなくなるのですか？

**A** いいえ。解散しているとみなされ、清算中の会社となるため事業活動が出来なくなりますが、みなし解散の登記がされても当然に会社がなくなるわけではありません。

**Q3** みなし解散の登記がされると、こういった不利益があるのですか？

**A** 会社・法人の印鑑証明書や代表者事項証明書が取得できなくなります。また、登記簿に解散している旨の記載がされます。そのため、会社・法人名義での不動産の売買や金融機関への融資申し込み、各種許認可申請などができなくなります。

**Q4** 「事業を廃止していない旨の届出」を提出すれば登記をしなくてもいいのですか？

**A** いいえ。「事業を廃止していない旨の届出」を提出した場合でも、何らかの登記がされない限り、翌年も整理作業の対象となります。「届出」だけをするのではなく、登記申請することをお勧めします。なお、「届出」または登記申請後、代表者個人に対して過料が課されるおそれがあります。

**Q5** みなし解散の登記がされた後も、今までどおり活動を行いたい場合はどうすればいいのですか？

**A** みなし解散の登記がされてから3年以内に限り、株主総会・社員総会又は評議員会の特別決議により会社・法人を継続する（解散前の状態に戻す）ことができます。決議の際に役員を改めて選任し直す必要があり、場合によっては定款の変更も必要となります。なお、決議後2週間以内に登記申請をする必要があります。

